

平成 22 年第 3 回定例会 文教常任委員会

平成 22 年 12 月 13 日

行田委員

まず最初に、今日はいじめ問題への対応について、ちょっと質問させていただきたいと思います。

本年 6 月に、川崎市の中学 3 年生が、また、10 月には群馬県桐生市の小学校 6 年生が自殺をしまして、その背景にいじめがあったということが大きく報道されております。11 月以降、児童・生徒が自ら命を絶つ痛ましい事件が続いています。その都度、背景要因としていじめがあったかどうかを取り沙汰されている状況であります。

いじめについては、これまで何度も社会問題として取り上げられ、対策がとられてきたと認識しておりますが、今なおこうした痛ましい事件が後を絶たない。

私は、いじめというのは、いじめた側が 100% 悪いと思っておりますけれども、これは本当に許しがたいと思っております。これまでの対策の効果はどうであって、今後どのような対策が必要なのか、特に家庭や地域との連携という観点からどのような取組が可能なのか、何点か伺ってきたいと思います。

まず、今年相次いで発生している事件を受けまして、教育委員会としての対応をお伺いしたいと思います。

子ども教育支援課長

委員のお話にございましたこのような大変痛ましい事案が相次いで起きることにしましては、保護者や学校の教職員をはじめとする周囲の大人がしっかりと受け止めて、一人で苦しんでいる子供の存在を決して見過ごさない、そして、改めて子供たち一人一人に目を向けて、子供たちの発しているサインに気付いて、適切な対応をとることが今改めて求められていると私ども認識しております。

お尋ねにございました県教育委員会としての対応でございますが、6 月の川崎市における事案の発生を受けまして、県立学校長及び市町村教育委員会の教育長宛てに、命を尊重する指導の徹底について緊急の文書を出しまして、次の 2 点について対応することを通知させていただいております。

1 点目が、学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が図られているかなど、教育相談に関する学校の取組をすぐに点検すること。2 点目といたしましては、道徳をはじめとして、あらゆる教育活動を通じて命を大切にすることを育む教育を推進していただくこと。この 2 点でございます。

また、11 月には全ての県立高等学校及び公立小中学校に対しまして、いじめ問題に係る取組について、例えばいじめをはやし立てたり、傍観したりする行為は、いじめる行為と同様に許されないという認識を児童・生徒にしっかりと持たせているかといった内容をはじめとして、25 項目にわたる自己点検をお願いしているところでございます。

その中でも、特にアンケート調査による実態把握ですとか、チームでの迅速な対応など、6 項目について重点的に是非取り組んでいただきたいことを併せてお願いしております。

各学校における点検結果は、今現在集計中ですが、取組が十分でない項目がはっきりとしました時には、市町村教育委員会にその改善について強く働き掛けてまいりたい、そう考えております。

行田委員

そもそもいじめが教育問題として取り上げられたのは、いつごろからで、これまでどのような対策が講じられてきたのか、この辺ちょっと伺いたいと思います。

子ども教育支援課長

いじめ問題がいつごろから取り上げられたのかということでございますけれども、昭和50年代の後半、少年非行が第三のピークを迎えて、いわゆる校内暴力が多発いたしました直後の時期でございます。特に昭和60年代は全国でいじめに関連した自殺が相次いで発生して、非常に大きな社会問題になった、そういう時期でございます。

この状況を受けまして、当時の文部省は、いじめは児童・生徒の心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題であるといったいじめ問題に関する基本認識、これを初めて示した緊急提言を公表してございます。

併せ持って、昭和60年度の児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査、これは現在も行われている調査でございますが、その調査にいじめの調査項目を新たに設置したと、そういう経緯がございます。

その後、平成6年度及び平成18年度にも小中学生のいじめによる自殺が社会問題化いたしました。いじめの捉え方が、よりいじめられる児童・生徒の立場に立つよう見直されるなど、対応の充実が求められてまいりました。

これまでのいじめ問題の対策につきましては、こういった経緯を踏まえまして、主に被害の早期発見、被害児童・生徒の相談体制の充実を第一に捉え、本県におきましても、スクールカウンセラーの配置、活用ですとか、いじめ110番などの相談窓口の設置等を行って、いじめられた児童・生徒への支援について充実を図ってきた、そういう経緯がございます。

行田委員

先週、ある新聞でも取り上げていたのですけれども、いじめの相談は、親にも学校にもなかなか言えないということがあったりとか、そうした意味から行政が第三者機関をつくって、本県でも頑張ってきたのだと思うのですけれども、各地でこういうものがあると紹介をされていました。

やはり本県でもスクールカウンセラー、いじめ110番といった教育相談、そうした窓口をやっていらっしゃる効果はどうなのだろうかと思います。保護者にとって身近な制度となっているのか、この辺、非常に疑問に感じることがあります。相談場所等あるのはあるけれども、きちんと使われていないのではないかと。やはり悪いことではないのですけれども、もしそうなった場合にはすぐに気軽に使ってもらう、また、そういったのがあるということをしつかりと知ってもらおうよう周知することが必要で、垣根をしつかり下げてアクセスしてもらえようようにしていく必要があるのではないかと、教員の負担を考えましても、子供や保護者が学校以外に気軽に相談できる窓口があった方がよいのではないかと。この点いかがでしょうか。

子ども教育支援課長

お尋ねのスクールカウンセラー、それから、いじめ110番といった教育相談の特化でございますが、まず、スクールカウンセラーにつきましては、取組が始まってから15年が経過してございます。政令市と3学級未満の学校を除く全ての中学校に配置されてから、5年が経過をしておりますことから、児童・生徒、そして保護者にとっても、ある一定の定着をした制度であると私ども捉えさせていただきます。

心理の専門家でございますスクールカウンセラーには、その専門性と学校の教員ではないという外部性によりまして、いじめの問題や友人関係、その他いろいろな子供の心の問題等、毎年大変多くの相談が寄せられておりまして、平成21年度には児童・生徒、保護者、教員から延べ7万8,090件に及ぶ相談が参っております。

次に、いじめ110番でございますけれども、平成19年1月からは24時間の対応を実施しております。今年度は11月30日時点で全ての相談件数1,159件のうち、いじめに関する相談が618件となっております。相談件数の推移等からは、その必要性や活用については一定の効果があると私どもは受け止めさせていただいております。

また、電話相談等の窓口につきましては、県教育委員会にも警察の少年相談保護センターですとか、総合療育相談センターの人権子どもホットラインなど、県機関や各市町村の相談窓口など様々なところに設置をされております。そうした情報は、紹介カードというもので児童・生徒に配布などをしておりますけれども、今後もこういった窓口の紹介につきまして、子供たちにとっても保護者にとってもより身近な存在となるよう、引続き広報・周知には努めてまいりたいと考えております。

行田委員

スクールカウンセラーは5年経過して定着してきたし、平成19年1月から24時間対応で電話相談を受けているというように、やっぺらっしやるのも分かりますし、全くゼロでもなくて非常に活躍をされているという認識はしています。

ただ一方で、ひきこもりになってしまった子の御父兄からいじめが原因だということで御相談を頂いたり、いじめに苦しんでいるがどこに相談していいかわからないといった相談が、私や関係する人のところにも来ているというように、ニーズはあるけど、相談制度等についてはやはり知らない人が多い。そういう意味では、今までも頑張っぺらっしやるけれども、より一層この辺の周知を図っていただきたいと要望いたします。

はじめにも述べたのですが、いじめ問題に限らず、是非考えてほしいことなのですが、教育における家庭、学校、地域、それぞれの役割の明確化があるのではないかなと思っております。学校だけでなく、家庭や地域を含めた子供が生活する中で問題を捉え、解決に向かっていく取組が必要で、何でも学校に訴える今の状況を脱しないと、抜本的な問題は解決しないのではないかなと思っておりますが、ちょっと確認なのですけれども、県内にそういった取組を進める地域というのはないのですかね。

子ども教育支援課長

家庭や地域を巻き込んで問題解決を図っている県内の事例というお尋ねでございますが、幾つかの御紹介をさせていただきたいと思えます。

まず、未然防止という視点からの取組といたしまして、平塚、秦野、伊勢原、大磯、二宮、この3市2町を所管いたします中教育事務所管内が、平成15年度から毎年開催しております中地区児童・生徒が語り合う集いというものがございます。これは地域の小学校、中学校、高校の代表の児童・生徒、そして保護者、教員、一般の県民の方などが毎年大体100名程度、参加をしていただきまして、いじめですとか暴力行為をなくすために、私たちができることということテーマといたしまして、学校全体で児童・生徒が主体となっていじめ防止に取り組んでいる事例の発表やグループに分かれての話し合い活動が行われて、参加者の方々からもある程度高い評価を頂いているというものが一つございます。

また、実際に問題が起きてしまっている問題行動等への対応になってしまうのですけれども、県内のある中学校での事例でございますが、学校全体の生徒指導上の問題を抱えるその課題について解決というか、改善を図っていくために、学校がスクールボランティアを募集いたしましたところ、170人もの保護者や地域の方々が、自分たちでできることという気持ちから、朝のあいさつ運動や図書室の整理、校内の清掃、そして破損した箇所の修繕、それから、校内の環境整備ということで、生け花等、積極的な活動を行っていただき、その活動を行うかたわら子供たちを見守ったり、子供たちに声を掛けていただいたりする中で、学校が落ち着いた状況を取り戻してきたという事例がございます。

さらに、ある市では、早寝、早起き、朝御飯、挨拶といった基本的な生活習慣の定着によって、子供たちを元気にしようということで、3年計画で市民総がかりの運動を開始したといった事例がございます。

行田委員

今のそういった取組、非常に重要だと思うのですね。家庭、学校、地域が一緒になったこうした取組を全県に広く発信することは、県の役割として重要だと思うのですけれども、今後の方向性を伺っておきたいのですけれども。

子ども教育支援課長

子供が成長する過程において、こういった問題は子供だけで解決できるものではございません。子供自身が生きる力を培うということ、その力を育む環境を整えることが非常に重要であるととらえております。

そのためには、学校、家庭、地域が互いの役割を自覚して、それぞれの役割を果たしてはじめて共同してなし得るものであらうと我々は考えております。

今、御指摘いただきましたとおり、こういった取組を県内に発信していくと同時に、私どもこれまで学校関係者ですとか、PTA団体等を委員とするいじめ暴力行為等防止運動推進会議で、主に啓発運動というものを中心に行ってまいりましたが、来年度は、いじめ、暴力行為、不登校の課題に対する総合的な対策を検討するために、会の形態を少し変更する予定でございます。その中で、学校、家庭、地域の効果的な連携方策等について協議する部会を置きまして、先ほど御紹介したような県内の取組を広く県内に発信する、そして、県内の多

くの地域で家庭、学校、地域が共同した取組が推進されるよう、取り組んでいきたいと考えております。

行田委員

要望させていただきます。

今、新しい会議の話を受けましたが、私は今の教育問題全般を考える上で、日頃から親は親としての役割、学校は学校の役割、地域は地域の役割、サポートということで、これらをしっかり線引きと云ったらあれかもしれませんが、そういうことをしっかり分かるようにして、例えば親はこうしようとか、地域はこういうふうにフォローしようなど、県が図って取組んでいくことが必要ではないかなと捉えています。

新しく設置するという部会からの発信で、家庭と学校、地域社会、関係機関が子供たちのために実際に行動してきずなを深めていくよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

いじめの110番やカウンセラーも頑張っていると思います。是非とも使える仕組みとして徹底して周知していただきたいと思いますということを要望させていただきます。次の質問にいきます。

続きまして、障害のある子供の学習の場について質問させていただきます。

特にこの夏、猛暑で学校の冷房がクローズアップされたわけですが、今日は障害のある子供の教育の場、学習の場ということで質問していきたいのですが、特別支援学校には障害で体温調整ができなかったり、体温調整が苦手な子供たちが多いということも聞いております。実際、現場に行くと校長先生や先生方にお話を聞きますと、現実的に大変だなと思いましたが、障害のない子供たちでさえこの猛暑で体調を崩したり、授業に集中できない状況がありますので、冷房が未整備の特別支援学校で過ごす子供たちは、厳しい教育環境に置かれているというふうに考えます。

10月の常任委員会では、公立小中学校への冷房機器について質問しましたので、今日は県立の特別支援学校における冷房機の整備について質問していきたいと思っております。

まず、特別支援学校におけるこれまでの冷房機器設置の考え方は、どのようなものなのか、お伺いしたいと思います。

特別支援教育課長

冷房機器設置の考え方についてお尋ねがございました。

特別支援学校におきましては、障害により健康に配慮が必要な子供たちが学習する場であることから、こうした健康面に配慮するという意味での冷房設置を進めることが必要であると考えております。

そこで、平成11年度に新設いたしました茅ヶ崎養護学校以降の新しい学校につきましては、全ての普通教室への冷房化を進めてまいりました。また、既存の特別支援学校につきましては、特に体温調整の困難な肢体不自由の子供たちへ対応を優先し、肢体不自由教育部門の全ての普通教室に冷房を設置しております。

さらに、知的障害教育部門の冷房化につきましては、例えば紫外線に極めて弱いために教室にいることが多い色素性乾皮症の子供や、暑さにより情緒が極

めて不安定になる子供など、特に配慮が必要な子供のいる普通教室に冷房機器を整備するといった考え方で、これまで対応してございます。

行田委員

特別支援学校の冷房機器の設置状況が、現在どうなっているのか、お伺いします。

特別支援教育課長

冷房機器の設置状況でございますが、全館冷房の特別支援学校まで含めると、県立特別支援学校25校で805の普通教室がございますが、このうち389室に冷房機器を整備しておりますので、48.3%の設置率となっております。

また、音楽室などの特別教室につきましては、25校で596室ございまして、そのうち263室に冷房機器を整備しておりますので、普通教室と特別教室を合わせた全教室での設置率は46.5%となります。

行田委員

神奈川県内の普通の公立の小中学校の平均設置率は大体26%前後だという形なので、そういう意味では頑張ってきたと思っているのですが、他県の設置状況について比較したいのですけれども、いかがでしょうか。

特別支援教育課長

他県の設置状況でございますが、まず関東近県の場合、東京都、埼玉県、千葉県、栃木県、そうした県がすべての普通教室に冷房を設置しております。また、本県と同様にすべての肢体不自由教育部門と知的障害教育部門の一部の普通教室に冷房を設置している県といたしましては、茨城県と群馬県がございます。

また、関東以外の主な府県についての情報でございますが、すべての普通教室に冷房を設置している府県が京都府、大阪府、広島県となっております。また、本県と同様に、すべての肢体不自由教育部門と知的障害教育部門の一部の普通教室に冷房を設置している県が愛知県と福岡県という状況になっております。

行田委員

何もしていないわけではないのだけれども、やはり他と比べると、少しまだやらなければいけないことがある状況かなと思います。頑張ってください。

冷房機器が設置されていない普通教室もあるわけですが、今年の猛暑に当たり、各校はどのような工夫をしたのか、現場の話を聞きたいと思います。

特別支援教育課長

今年の猛暑への対応についてでございますが、肢体不自由教育部門につきましては、冷房が付いてございますので、主に知的障害部門の子供たちへの対応についてであります。知的障害教育部門の子供につきましても、暑いということからストレスを感じ、そして、自分が暑いということを言葉で上手に表現できないことからパニックに陥ったり、自傷行為、他傷行為をすることがありますので、こうした際には冷房がある特別教室や会議室などを利用して授業を行っております。

また、冷房のある教室を使えない場合には、例えば休み時間に風の通りやすい日影で、水の入ったバケツに足を入れて過ごしたり、小学部の低学年などは

時間割を変更して家庭用プールで水遊びをしたりと、各学校で工夫した対応をとっていると聞いております。

行田委員

しっかり整備していかなければいけないなど、今の話を聞きながら非常に思います。

特別支援学校の冷房化を進める場合、どのような課題があるのか伺います。

特別支援教育課長

冷房化を進める場合の課題でございますが、まず冷房を設置する費用に加えまして、工事費用もかかってまいります。例えば家庭用のエアコンと違い、かなり広い空間を冷やすために、馬力のある大型の機械を導入することが必要となります。また、導入の対象となる教室も多いため、電気容量を増やすなど、電気設備にかかる工事費用の確保が必要となってまいります。

また、冷房機器の設置により、電気使用料が増加し、それに伴い基本契約電力も増加して、費用がかさむことが考えられますので、維持管理費用を確保していくことが必要となってまいります。

さらに、工事に当たりましては、事故防止は当然のことでございますが、騒音や振動等で障害のある子供たちの活動に影響を与えないよう配慮し、慎重に作業工程を組むなどといったことが課題となってくると考えております。

行田委員

全普通教室を含め、今お話の対象になったところ全部に設置したらどれくらいかかるか分かりますか。

教育財務課長

約7億5,000万円かかるということでございます。

行田委員

ありがとうございました。次に今後の特別支援学校の冷房機器の設置について、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

特別支援教育課長

特別支援学校で学ぶ児童・生徒の中には、体温調整が困難な子供も多く、障害の重度化や長期化が進んでいることから、暑さ対策は特に重要であると考えております。これまでも特別支援学校の冷房機器の設置には努めてまいりましたが、今年の猛暑を受け、子供たちの健康管理のため、保護者や学校などから冷房機器の設置拡大を求める要望を頂いているところです。

そこで、障害のある児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、県内の特別支援学校における冷房機器の整備に優先して取り組んでまいります。

行田委員

本当に、障害のある子供たちの学習の場である教室には、冷房機器の設置が必要であります。いろいろ御答弁を聞いていまして、本当に金のかかる話で大変なのですけれども、是非優先して頑張ってくださいということを要望いたします。

次に、通学路の安全対策についてお伺いをしていきたいと思っております。

これも我が会派で何度か取り組んできた問題なのですけれども、通学路の安全対策、小学校はスクールゾーン協議会というのがありまして、子供たちの通

学に関して地域と家庭と学校が一体となって安全を守っていると。また、高校の場合になりますと、自分で学校を選んで行くわけですから、個人の責任でしっかりと学校に行く。では、中学校はどうか。学校の学区というのは、公が決める。しかしながら、小学校には、モデルとといいますか、こういうコースで行った方がいいですよみたいな、そういうものはあるのですけれども、その責任の所在が、なかなかはっきりしないところがあるのではないかと思います。

そうした問題意識から、今日は通学路の安全対策について伺っていきたいのですが、これはとても重要な問題だと思っております。一たび事故が発生し、児童・生徒の命にまで及ぶような事態になってからでは手遅れであります。事前に十分な安全対策を講じる必要があると思っておりますが、各市町村、各学校の状況に応じてとられている様々な対応について、幾つか伺いたいと思います。

まず、新しい学校ができる場合の学区の決定方法や通学路の安全対策について、どこが対応するのか、ここから伺っていきたいと思います。

保健体育課長

学区の決定方法と通学路の安全対策の対応についてのお尋ねでございますが、小中学校の学区の決定は、学校教育法施行令第5条により、学校の設置者であります当該市町村教育委員会が行っております。

学区の決定方法でございますが、市町村教育委員会では、学校の適正な規模、通学時間、距離、通学安全などを総合的に配慮して学区の原案を作成いたします。その後、学校関係者、自治会やPTA代表者で構成された開設校開校準備委員会にその原案を提示いたします。準備委員会ではさらに、地域の保護者の意見も参考に原案を確認し、最終的には市町村教育委員会が決定しております。

通学路の安全につきましても、基本的には学校設置者であります市町村教育委員会が対応することになっております。

行田委員

次に、通学路の安全対策について、小学校では具体的にどのように取り組んでいるのか、お伺いします。

保健体育課長

小学校での通学路の安全対策についてのお尋ねでございますが、国の交通安全対策基本法に基づきまして、文部科学省交通安全業務計画では、安全な道路交通環境づくりを推進するために、スクールゾーン設定の推進とその定着化、また、学校保健安全法では、児童・生徒の通学を含めた安全指導を義務付けております。

一方、本県では平成17年7月1日に神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例が制定され、それを踏まえ、学校等における児童等の安全確保に関する指針を定め、学校等の設置者に対して児童等の登下校の安全確保をするための基本的な方策を記しております。

具体的な取組でございますが、登下校時の見守り活動の他、横浜市におきましては、全校に学校PTA、自治会、行政等によるスクールゾーン対策協議会を設置いたしまして、定期的な通学路の安全点検を行い、カーブミラーや街灯、ガードレールなどの安全設備の整備や信号機の設置、交通規制等を関係機関に要望いたしまして、児童の通学路の安全対策に取り組んでおります。

行田委員

では、中学校では具体的にどのように取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

保健体育課長

中学校での具体的な取組についてでございますが、中学校では集団登下校がございません。また、部活動等が本格的に始まり、生徒の生活が小学校の状況とは大分違ってまいります。具体的な取組といたしましては、入学時、自宅から学校までの通学路地図を提出させ、家庭訪問の際などに保護者と危険箇所の確認を行っております。さらに、定期的に教員が学区に出向きまして、生徒に直接声掛けをするなど、通学時の安全に対して意識を持たせ、生徒自身が考え、自ら行動できるように指導しております。

また、成長とともに行動範囲も広がり、犯罪や生徒指導の観点から、コンビニやゲームセンターなど生徒が集まりやすい場所や人通りの少ない場所をPTAや教職員が定期的に巡回いたしまして、それらの危険な箇所を示した安全マップ等を作成し、通学路の安全確保に努めております。

行田委員

小学校と中学校では取組の違いがあるわけですが、特に中学校の安全対策というのは、県教委としてどのように考えて取り組んでいくのか、お聞きしたいのですけれども。

保健体育課長

今後の中学校の安全対策の取組についてでございますが、小学校では主に交通事故から児童を守るための交通規制や取締り、関係機関と連携して歩道やガードレールなどの整備が安全対策の中心となっておりますが、一方、中学校では不審者から生徒を守る防犯や生徒指導関連などの対策を中心に行っております。

そこで、県教育委員会といたしましては、小学校の通学路の安全確保を図るために、平成19年に設置しましたスクールゾーン重点対策協議会を、小中高を通して学校、家庭、地域が連携し、交通安全教育の推進を図っております神奈川県学校交通安全教育推進会議の中に位置付けまして、小学校でのきめ細かい安全対策を中学校に取り入れるなど、小中学校間の連携を強化することで中学校における通学路の安全対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

行田委員

要望でございます。

この通学路の安全対策については、児童・生徒の事故防止に向けて、本当にしっかり取り組んでいただきたいと。不審者対策等もありましたけれども、いろいろな問題が出ていますので、特に今おっしゃった小学校の対策を中学校にも適用していくという、そこは徹底していただきたいなど。市町村教育委員会や警察、関係機関、団体としっかり連携をして取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

次に、リーフレット作成、配付の効果、見直しについて質問していきたいと思っております。

今般、労政福祉課が将来の働き手である高校生に対して、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスでございますが、これについて理解してもらおうとリーフレットを作成して配付したという報道が新聞でなされておりました。社会保障制度や消費者教育、労働法などを学ぶことは社会に出る際に必要な教育でありまして、これまでも県で様々な内容のリーフレットが作成され、総合的な学習の時間等で活用されていることは認識をしております。

その内容の充実のためには、やはり作りっ放しではなくて、時代に合った内容でなければならず、常に検証してブラッシュアップする必要があると思っています。

そこで、県立高校でのリーフレットの活用効果や内容充実に向けた対応について、お伺いをしていきたいと思っております。

まず、今般配付されましたワーク・ライフ・バランスに関するリーフレットの県立高校での活用状況及びその効果についてお伺いいたします。

高校教育指導課長

まず、活用状況でございますが、都道府県が高校生向けにワーク・ライフ・バランスの意識啓発に取り組むということは全国で初めてでありまして、このリーフレットは11月上旬から順次県内高校へ配付しております。各学校には、1学年分の部数を配付いたしまして、キャリア教育の一環として活用してもらうことを目的としております。

各学校では、ホームルームや総合的な学習の時間の中でリーフレットを配付するとともに、将来の社会人としての自分をイメージしながら、家庭や地域での生活の重要性というものを考えさせているところでございます。

その効果でございますけれども、このリーフレットは、あなたが描く理想の人生とは、働くってどんなことなどのタイトルに沿って読み進めるうちに、理想とする仕事と生活の調和の在り方について考えられるつくりになっていることから、生徒が働く意味や家庭の重要性を考えるきっかけとなっているというふうに現場からは伺っております。

行田委員

その他にも、現在、県立高校で配付されているリーフレットや資料等、いろいろなものがあると思うのですが、どんなものがあるのか、どのように活用されているのか、確認しておきたいと思っております。

高校教育指導課長

まず、配付されているリーフレットの種類でございますが、直近で配付されているリーフレットとしては、神奈川県消費生活課発行の、あふれる情報を適切に判断し、賢い消費者として生き抜く力を身に付けるための、「DESIRE」というリーフレット。

それから、かながわ労働センター発行の、社会に出て働く高校生が将来労働問題というものに直面した時に必要な対応がとれるように、労働基準法の基礎的な知識を身に付けてもらうとともに、働く意義についても考えてもらうことを目的として、「考えてみよう、仕事のことこれからのこと2010若者労働ガイド」というものがございます。

さらに、神奈川県ナースセンター発行の看護職を目指す方へのサポートをしている看護の仕事ガイドブック「看護職っていいね」などがございます。

その活用状況でございますけれども、消費生活課の発行している、DESIREの活用状況としては、約9割の学校が家庭科の科目において、あるいは公民の現代社会、商業科の経済活動と法、総合学科の原則履修科目の産業社会と人間、こういうところで扱っております、他にも総合的な学習の時間、あるいは特別活動など、全ての学校で活用されております。

若者労働ガイドというものは、総合的な学習の時間や産業社会と人間などの授業で高校生の労働教育の資料ということで活用されております。

看護職っていいねというリーフレットに関しては、各学校に20部配付されておりまして、進路指導室等に常備して、希望者、看護職を希望する生徒に対して配付しているところでございます。

行田委員

各部局が作成し発行している三つのリーフレットを利用されているということですが、リーフレットは作成段階から内容をよく吟味する必要があると思うのですが、作成段階において、県教委としてこの辺どういう対応をされたのか伺っておきます。

高校教育指導課長

各リーフレットを作成するに当たりましては、作成部局から相談を受けておりまして、その都度作成内容や構成について、我々の方からも助言を行っているところでございます。また、案ができた段階で内容の確認、校正を行っております、作成前から完成までの連携を図っているところでございます。

行田委員

内容を充実させるためには、実際に活用した高校現場の声を聞く必要があると思うのです。やはり作りっ放しではいけない。フィードバックをかけたりにして、より良いものにするために、これまでどのように対応してきたのか、お伺いしておきたいのですけれども。

高校教育指導課長

例えば、DESIREについては、経済社会の変化に主体的に対応できるように、消費者の育成を図っておりますので、学校における消費者教育が円滑に実施されるよう、関係機関との連携や協力を進める機関といたしまして、神奈川県下の学校における消費者教育推進協議会というものを設置しまして、この協議会の下に消費者ワーキンググループがありまして、DESIREの企画というものを担当しております。

このワーキンググループというものは、教育委員会、そして、県民局の担当者と高等学校教科研究会から社会科部会、家庭科部会、商業科部会、そして、中学校教育研究会というところから、さらに社会科部会、技術家庭部会、今度、小学校教育研究会からは生活科を含む社会科部会、家庭科部会からそれぞれ2名ずつの教諭が構成メンバーに選出されておりまして、実際に活用している教育現場の声というものが反映されております。

また、若者労働ガイドについては、労働基準法の基礎的な知識や働く意味について考えてもらうために、かながわ労働センターの担当職員が直接学校に出

向きまして、高校生のための労働講座というものを実施して、生徒や担当教諭からの声が聞ける機会というものも設けているところでございます。

先日も県央地区インターンシップ推進連絡協議会におきまして、担当者と各県立高校の学校長が同席して、若者労働ガイドの内容について活発な御意見を頂いたところであり、次年度への改良に向けて、これを参考にしていくということでございます。

行田委員

最後でございますけれども、県教委として、今後リーフレットや資料作成に向けての対応をどうやっていくのか、お聞きします。

高校教育指導課長

リーフレット等の作成の依頼があった場合には、内容の充実を図るために、これまで同様、作成から完成までアドバイスや内容の確認を行ってまいります。

さらに、配付するだけではなくて、活用状況を調査するとともに、その調査項目の中で内容についての意見を聞くようにしてまいりたいと考えています。

また、作成部局の担当職員が学校訪問、あるいは公聴会への参加などを行い、周知に努めておりますけれども、その際にも積極的に現場の声を聞くことを依頼していこうと思っております。

このような対応を通しまして、高校生の意識啓発に向けてリーフレットの作成段階から関係部局との連携を図っていくとともに、内容の充実に向け、学校現場の声を反映させるなど、そのリーフレットのブラッシュアップというものに努めていきたいと考えております。

行田委員

要望ですが、高校生の意識啓発に向けまして、関係部局が連携して作成に取り組むことは大変良いことだと思っております。今後は学校現場の意見をより反映していただきながら、その時々状況、社会情勢に合わせた対応を行いながら、効果の高いリーフレットの作成をお願いいたしまして、私の質問を終わります。